

議案第 4 号

北九州市教職員身体検査審議会委員の委嘱又は任命について

北九州市教職員身体検査審議会委員を次のとおり委嘱又は任命する。

令和 7 年 5 月 8 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 北九州市教職員身体検査審議会規則（昭和 4 0 年 4 月 1 6
日教育委員会規則第 3 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、委嘱
又は任命している委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱又は任
命する必要があるため、この案を提出する。

北九州市教職員身体検査審議会について

1 北九州市教職員身体検査審議会とは

教育委員会の諮問に応じ、北九州市立学校教職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議する機関。

2 設置年月日

昭和 4 0 年 4 月 1 日

3 委員構成

○定数 1 0 人以内

○委員は、学識経験者、関係行政機関の職員並びに市職員から教育委員会が委嘱又は任命する。

4 委員の任期

委員の任期は 2 年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は再任することができる。

5 開催日

○毎月 1 回（原則として第 4 火曜日）

北九州市教職員身体検査審議会委員 新旧名簿（案）

旧			新		
役職等	氏名	科別	役職等	氏名	科別
産業医科大学 教授	よしむら れいじ 吉村 玲児	精神科	産業医科大学 教授	よしむら れいじ 吉村 玲児	精神科
三原クリニック 副院長	みはら かずちか 三原 一力	内科	三原クリニック 副院長	みはら かずちか 三原 一力	内科
岡本クリニック 院長	おかもと たかあき 岡本 高明	外科	岡本クリニック 院長	おかもと たかあき 岡本 高明	外科
折尾病院 院長	はらが けんすけ 原賀 憲亮	精神科	折尾病院 院長	はらが けんすけ 原賀 憲亮	精神科
産業医科大学 認知症センター部長	いけのうち あつこ 池ノ内 篤子	精神科	産業医科大学 認知症センター部長	いけのうち あつこ 池ノ内 篤子	精神科
北九州市立八幡病院 精神科主任部長	いしい ひろき 石井 浩喜	精神科	北九州市立八幡病院 精神科主任部長	いしい ひろき 石井 浩喜	精神科
元北九州市立 学校長	おがさわら ゆうこ 小笠原 有子	—	元北九州市立 学校長	おがさわら ゆうこ 小笠原 有子	—
教育委員会教職員部 中学校担当課長	いわまつ えみ 岩松 恵美	—	教育委員会教職員部 中学校担当課長	いわまつ えみ 岩松 恵美	—
		—	元北九州市立 学校長	たかじょう なおこ 高城 直子	—
			教育委員会教職員 部小学校担当課長	しもだ 下田 ゆみ	—

女性比率：37.5%

女性比率：50%

北九州市教職員身体検査審議会規則

○北九州市教職員身体検査審議会規則

昭和40年4月16日

教委規則第3号

改正 昭和43年6月1日教委規則第21号

昭和45年5月1日教委規則第14号

平成17年3月31日教委規則第5号

平成29年3月31日教委規則第6号

平成29年6月12日教委規則第20号

令和3年3月30日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定にもとづき、北九州市教職員身体検査審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織および委員ならびにその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、北九州市立学校教職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議し、答申する。

(平17教委規則5・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市職員

(平17教委規則5・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1名を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長および副会長の任期は、1年とする。ただし、再選することができる。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議決は、出席委員の全員一致によらなければならない。

(関係職員等の出席)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、関係職員または議事に関係のある者の出席を求め、その意見または説明をきくことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教職員部教職員課において処理する。

(昭43教委規則21・昭45教委規則14・平29教委規則6・平29教委規則20・令3教委規則4・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

付 則 (昭和43年6月1日教委規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年5月1日教委規則第14号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 6 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 6 月 12 日教委規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 30 日教委規則第 4 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。